

まえばしし てんにゅう がいこくじんじゅうみん
～前橋市へ転 入された外国人住 民のみなさまへ～

し ぜ い のうきげんない のうふ
市税は納期限内に納付してください!!

にほん きょじゅう ひと がいこくじんじゅうみん しぜい しけんみんぜい こていしきんぜい
日本に居住する人は、外国人住 民であっても市税（市県民税、固定資産税、

けいじどうしゃぜい こくみんけんこうほけんぜい おさ ぎ む おさ
軽自動車税、国民健康保険税など）を納める義務があります。納めていただいた

しぜい にちじょうせいかつ ひつよう ぎょうせい さーびす おこな たいせつ ざいげん
市税は、みなさまの日常生活に必要な行政サービスを行うための大切な財源
となります。

しぜい おさ ばあい ざいさん さしおさ しょぶん う
また、市税を納めていただけない場合には、財産の差押えなどの処分を受け

のうきげんない おさ ばあい
ることがあります。納期限内に納めることができない場合は、そのままにせず、

はや しやくしょ しゅうのうかまどぐち き でんわ そうだん
早めに市役所の収納課窓口に来ていただくか、お電話にてご相談ください。

のうぜいそうだんまどぐち ぎょうむじかん
納税相談窓口の業務時間

へいじつ ごぜん じ ふん ごご じ ふん
【平日】 午前8時30分から午後5時15分まで
まいつき にち ごご じ ふん
毎月27日は午後7時30分まで※

※例外もあるため、下記にお問い合わせください。

まいつきだいさんにちようび ごぜん じ ふん ひる じ
【毎月第三日曜日】 午前8時30分からお昼の12時まで

と あ さき
お問い合わせ先

まえばししさいむぶしゅうのうか ほんちょうしゃ ほんまどぐち
前橋市財務部収納課【本庁舎31番窓口】

TEL 027-898-6226

E-mail syunou@city.maebashi.gunma.jp

〒371-8601 まえばししおおてまち ちょうめ ほん ごう
前橋市大手町二丁目12番1号

年間予定表



よくついで

